



議会だより

6月定例会号

令和2年7月31日発行

No.151

こうみ

6月議会 一第2回定例会一

こんなことが決まりました

各常任委員会からの要望

議案質疑

一般質問

編集後記

2

5

6

8

14

2020写真コンテスト優秀賞

「夏の思い出」 坂田瑞季

今年はコロナで…来年こそ！

きっかけ みんなの夢

みなさんの未来に寄り添うために

こんなことが決まりました

令和2年度一般会計補正予算（第1号）

全員賛成で承認

（新型コロナウイルス感染症関連予算）

4億7,553万円を追加補正 総額45億6,953万円

【歳出の主なもの】

- 特別定額給付金事業新規計上 4億5,983万円
- 新型コロナ子育て世帯臨時交付金事業新規計上 524万円
- 新型コロナ拡大防止協力支援金新規計上 380万円
- 新型コロナ町民応援事業お食事券補助金新規計上 225万円
- 新型コロナ対応通学バス借上げ新規計上 120万円

【財源の主なもの】

- 国庫支出金 4億7,253万円

令和2年度一般会計補正予算（第2号）

賛成多数で可決

1億5,071万円を追加補正 総額47億2,025万円

【歳出の主なもの】

- プレミアム付商品券事業 9,441万円
- 新型コロナ対応中小企業振興資金斡旋事業 180万円
- 新型コロナ対応町民応援事業お食事券補助金追加計上 451万円
- 新型コロナ対策町内事業者活性化事業新規計上 500万円
- 新型コロナ対応タクシー利用助成新規計上 500万円
- 森林景観整備事業新規計上 480万円
- 新型コロナ対応通学バス借上追加計上 390万円
- 小学生用タブレット購入・リース料新規計上 1,194万円

【財源の主なもの】

- 地方交付税 1,289万円
- 国庫支出金 6,116万円
- 県支出金 655万円
- 繰入金 7,289万円

令和2年小海町議会第2回定例会が6月3日から19日まで17日間の会期で開催されました。専決処分7件、条例等改正案9件、補正予算案3件、陳情1件、追加議案として発議1件、人事案1件、条例制定案1件、補正予算案1件の合計24件で審議が行われ、すべて承認・可決・採択されました。一般質問は6名の議員により行われ、町の考えをいただきました。

6月議会 第2回定例会で

令和2年度 特別会計補正予算

全員賛成で可決

国民健康保険事業特別会計	100万円増額補正	総額 5億3,100万円
介護保険事業特別会計	268万円減額補正	総額 7億 210万円

令和2年度一般会計補正予算 (第3号)

全員賛成で可決

2,838万円を追加補正 総額47億4,863万円

【歳出の主なもの】

●新型コロナ特別定額給付金事業 (新生児) 追加計上	300万円
●新型コロナ対応事業者経営継続支援金 新規計上	1,800万円
●新型コロナ対応花火打ち上げ事業 新規計上	38万円
●新型コロナ対応観光客宿泊者補助事業 新規計上	500万円
●新型コロナ対応合宿補助事業 新規計上	200万円

【財源の主なもの】

●国庫支出金	2,838万円
--------	---------

令和元年度一般会計補正予算 (第7号)

全員賛成で承認

6,604万円を追加補正 総額45億6,721万円

【歳出の主なもの】

- 令和元年度事業の精算が主なものです。

【財源の主なもの】

●地方交付税	1億7,757万円
--------	-----------

令和元年度 特別会計補正予算

全員賛成で承認

国民健康保険事業特別会計	727万円減額補正	総額 5億3,445万円
介護保険事業特別会計	811万円減額補正	総額 6億5,186万円
後期高齢者医療特別会計	35万円減額補正	総額 7,592万円

こんなことが決まりました

人事案

監査委員の選任同意

新井進一氏（川平）が賛成多数で同意されました。任期は令和2年7月29日から令和6年7月28日までです。

条例改正

小海町税条例等の一部を改正する条例

地方自治法の改正に関連する条項の整備を行うものでひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応、たばこ税の課税方式の見直し等の改正です。

全員賛成で承認

小海町税条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルス感染症等により影響を受けた企業や個人の税の軽減や納税猶予を講じる等の改正です。

全員賛成で可決

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律の改正に伴い条文中の字句の改正をするものです。

全員賛成で可決

小海町国民健康保険条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対し傷病手当金を支給できるようにするものです。

全員賛成で可決

小海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

国保税の医療分の所得割の引き下げと限度額の引き上げ、軽減税率適用対象範囲を広げる改正です。

全員賛成で可決

小海町介護保険条例の一部を改正する条例

消費税率引き上げの対応として低所得者の介護保険料の更なる軽減強化を行う措置を講じるための改正です。

全員賛成で可決

小海町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

小海町で行う事務に傷病手当金の支給申請書の提出の受付を追加する改正です。

全員賛成で可決

小海町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法の改正により条がずれたのでそれを合わせるためのものです。

全員賛成で可決

小海町消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例

消防団員の定数を現在の人員にあわせて15人減の157人とするものです。

全員賛成で可決

小海町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

法律の改正に伴い障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率についての改正です。

全員賛成で可決

小海町憩うまちこうみ事業施設の設置及び管理に関する条例の制定

3月に可決された条例の名称を変え、条例に使用料と町民も使える施設であることを明記しました。

賛成多数で可決

規約

長野県町村公平委員会共同設置規約の変更

筑北保健衛生施設組合が6月30日付で解散により脱退するので規約から除くための変更です。

全員賛成で可決

6月議会 第2回定例会で

陳情

●フォワード導入に関する補助金の陳情書
陳情者
南佐久中部森林組合

代表理事 黒澤 和夫
賛成多数で採択



●新型コロナウイルスによる深刻な影響に対するタクシー事業への支援についての要望書
陳情者
長野県タクシー協会佐久支部

支部長 両川 博之
全員賛成で趣旨採択

議員 発議

●地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
全員賛成で採択し、関係大臣に意見書を提出しました。

各常任委員会からの要望

総務庁常任委員会からの要望

●町税の賦課徴収に関しては、間違いのないよう適正に行われたい。

○町長

税の賦課徴収にしましては現在も極力間違いのないように行っているところでございますが、チェック体制を再度確認し、間違いが起らない体制を整えて参ります。

●新型コロナウイルスに対して、適切な対応で事業を推進されたい。

○町長

いただいた予算を適切に執行し、十分な成果が得られるよう努めて参ります。

民生文教常任委員会からの要望

●新型コロナウイルス感染症対策としての国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免制度について町民に十分に周知されたい。

○町長

制度の内容を町民の皆様が十分に理解できますよう、広報による周知、わかりやすい印刷物の配布などを実施して参ります。

●地域活動支援センターひまわりに関連して、今後の障がい福祉サービスについて、町の明確な方針・施策を整備されたい。

○町長

今後の町の障がい福祉サービスにつきましては、現状の課題等を把握し、NPO法人等への事業委託等について町としての方針・施策を明確にして参ります。

予算決算常任委員会からの要望

●そば、鞍掛豆事業については決算に際して分かりやすい説明資料で報告されたい。

○町長

耕作者、面積、買取金額等の資料を作成し報告致します。

●新型コロナウイルス対策事業については、第2波を念頭に置き、町全体に行き渡るような支援事業を推進されたい。

○町長

終息の動向を見極め、事業者や町民に対する支援事業の推進、新たな政策の立案など適正な事業を検討して参ります。

議案質疑

令和元年度一般会計補正予算(第7号)関係

Q そばの販売収入と鞍掛豆の販売収入が減少している背景、原因は？

A そばの販売は加工品、主には乾麺、冷凍麺の販売減です。鞍掛豆は豆腐の生産減が原因かと思われます。作付面積は多少の減少はありますが取れ高はここ数年で良かったと思います。

Q 雑入の保証料の還付とは？

A 制度資金を融資した時に保証料をお支払い頂きますが、繰上償還が行われるとその分の保証料が不要になるので雑入として収納します。

Q 令和元年度国の事業のプレミアム商品券が3割くらいの実施率だったが？

A 二万円で二万五千円が買えるという事業です。当初は1,100枚を見込んでいました。32%という実施率は見込みより大幅に減ってしまいました。二万円を支出するというのが受け入れられなかったと思っています。

Q 企画費に占める報償費の講師謝礼が半分くらい減額になっているが？

A たぬきやのプロポーザル、新田住宅のプロポーザルの減が主なものです。

Q 衛生費の中の塵芥処理費の委託料が大幅減となっているが？

A ごみ処理場の焼却炉の修繕のための調査費でしたが、調査の必要がないということでした。

Q 教育費の大学等進学支援金、高専の扱いは？

A 要綱には含まれておりません。中学を卒業して進学された場合、三年間は高校生と同じなので、その後、専攻科になった時点で入学一時金をお支払いします。要綱にも分かりやすいよう明記します。

Q 高校生等通学費補助で町外の中学校に通う場合は対象にならないか？

A 高校生を対象と考えています。

Q 医療機関にも協力頂き重篤で高額の治療費がかかる場合には患者さんに何らかの手当を？

A 現状を把握したうえで精査し、検討します。



令和2年度一般会計補正予算(第1号)関係

Q 新型コロナ対策町民応援事業食事券補助、どのくらいの利用だったのか。また移動販売車ではどのくらい使われたのか？

A 4,515枚中3,957枚、割合にして87.6%でした。利用できる店舗はおよびなんし号(移動販売車)を入れて18店あり、その中で移動販売車に使われた枚数は342枚、8.6%くらいの割合です。

議案質疑

小海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例関係

Q コロナに対する国保税の減免について町の対応は？

A コロナに感染した場合に国保税の減免制度があり、介護保険も同様の内容になります。被保険者の皆さんに広報でお知らせしていきます。

令和2年度一般会計補正予算(第2号)関係

Q 新型コロナウイルス対策町民応援事業タクシー利用補助は？

A どちらかという事業者向けの対策になります。年齢を拡大し、町民誰でも購入でき、1枚300円で1,000円分利用できます。

Q 3億円のプレミアム付商品券について？

A 発行総額3億円で1セット1万円です。15,000円分の商品券です。内訳は登録全店で使えるPねっと券が12,000円と飲食店、宿泊施設等専用券が3,000円分です。販売期間は7月11日から7月17日、使用期限は令和3年1月31日までです。

Q 土木管理費のハザードマップの作成業務とは？

A 昨年の千曲川の洪水により、県が想定最大規模の降雨による浸水想定区域をまとめました。それを今ある小海町のハザードマップに反映させていきます。

Q ハザードマップの中に誰がどのお年寄りを避難させるかなど併せて書き込んではどうか？

A 地域支え合いマップというのがあり、災害が起こった時こちらの方を移動させるとか、この方は独居だとか入るソフトがあります。現在3地区分つくっておりますが、町民課、包括、保健、社協やハザードマップ、防災マップと連動し作成していきたいと思えます。



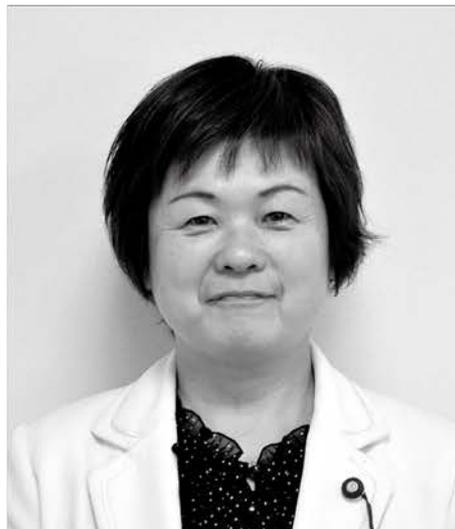
第2回定例会で審議された議案

(○は賛成 ×は反対)

(議員氏名)	古谷 恒晴	渡辺 均	井出 幸実	井上 一郎	小池 捨吉	有坂 辰六	篠原 伸男	篠原 義從	的埜美香子	井出 薫	新津 孝徳	鷹野 弥洲年
議案第29号「令和2年度小海町一般会計補正予算(第2号)」について	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	議 長 職
陳情第3号 フォワーダ導入に関する補助金の陳情書	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	○	
議案第32号 小海町憩うまちこみ事業施設の設置及び管理に関する条例の制定について	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	

問 生まれてくる赤ちゃんにも特別定額給付金を

答 町長 前向きにやらせていただきます



的埜 美香子 議員

もばかにならない。支援は。

教育長 学生さんへの支援策も十分にやっていくべきだと思います。

問 4月28日以降に生まれる赤ちゃんは国の特別定額給付金対象から外されている。是非とも町から支給を。

町長 素晴らしい意見をありがとうございます。前向きにやらせていただきます。

第二波への備えについて

問 災害が起こった場合、密を避けるための分散避難が必要になると思うが検討は。

町民課長 3密を避けるという意味では、数か所、又スペースもかなり必要になる。早急に対策をしっかりと詰めて参りたいと思います。

問 町民にもこれまでの災害の備えに加えて持ち出しグッズを備えてもらいたい。改め

て一枚で分かるチラシを急ぐ必要があると思うが。

町民課長 一枚で必要なものを凝縮した分かりやすいリーフレットを作成してお配りたいと考えています。

問 もし、町民が感染したら病院で受診してPCR検査を受けることが出来る、そういった事を病院と懇談を。

町民課長 病院の皆さんと懇談を出来るだけ重ねて、対策を練ってまいります。

問 長い休校が続き、子ども達の健康面、学習の遅れや格差も心配されるが大丈夫か。

教育長 時間的な学習の遅れは一週間程度。夏休みは一週間ぐらい遅らせる予定です。健康面が大変だということはない聞いていません。

問 学校の感染症対策は。

教育長 室内の噴霧、除菌は学校現場の養護の先生や校長と十分話し合った中でと考えています。銅イオンの入ったビニールシートを手すりなど

に巻き付けたりしています。

問 アルバイトや非正規雇用者、フリーランスの経営の方たちが職を失ったり、極端に仕事が減ったりしていないか

産業建設課長 それらの方々に対しては現時点では対策が取れていません。

的埜議員 しっかりと窓口を設けるべきだ。

問 大学生や専門学生は休みの間、オンライン授業を続ける間、学費、家賃は払い続け、食費



問 町民が役場へ行って相談しようという環境を

答 町長 私の認識では、相談に来ていただきたい



井出 薫 議員

新型コロナウイルスから営業と暮らしを守り生業を続けるために

問 最初に、町の全事業者（法人・個人）の数、業者別に。国県町の補償・支援、持続化給付金や雇用調整助成金等の取得状況は

産業建設課長 明確な区分と数を把握できるのは平成28年の資料です（293事業者）。国等の施策について「申し込みをした、考えている」など状況把握を電話にてした。持続化給付金が入金されたのは2件でした。

町は国の制度などの利用状況がつかみにくい。町内の業者数も

28年度の資料でそれ以後はつかめないという。

問 町の、4月のアンケートで「国・県・町からの援助が必要だ」「給付金情報や申請などについて知りたい」とか十何項目要望があるが具体的な取り組みは

産業建設課長 回答は76件お食事券などはその1つです。

全事業者の相談に応えられる体制づくりを

問 「国の支援はどのようなものがあったらいいか」など要望がいっぱい載っている。これに具体的に応えたいと思えない。国のコロナ対策などを、明快に説明できる人を役場に置く。町民が役場へ行って相談しようという環境をつくる。また、町のホームページを見たら分かるという体制を早急につくっていただきたい。

町長 相談に来て頂きたい。専門と申しましたが、それぞれの知恵を集めた中でなければ、とにかくお応えできるように努力します。ホームページの更新は改善致します。

問 事業者応援経営継続支援金とは

産業建設課長 国の持続化給付金等の対象外で、売り上げが10%以上減少した事業者を支援するものです。

問 国の持続化給付金は、申請が令和3年1月15日までとなっているが。

産業建設課長 申請については、随時受け付けていき、国が1月ということであれば、町は今年度内で、対応していきたいと思えます。

井出議員 書類を作るだけではない、ということも許可にならない、というような制度にしないよう要望します。



問 企業版ふるさと納税制度の有効活用を

答 町長 何事もチャレンジ 積極的に進めて行きます



小池 捨吉議員

問 第6次長期振興計画で、将来を考えワインブドウ・果樹栽培が計画されている。予算も令和2年度100万円、令和3年度から6年度までは年間1,000万円の予算。長期振興計画前期5ヶ年で4,100万円投資の計画ですがワインが市場に出回るまで何年を目標に考えておりますか

答 ワインブドウの苗を親沢に植えたとき聞きましたが、当地は標高が高く同時に冬期はマイナス20度位に下がり、春先の遅霜が心配の地でもあります。何処の地域で生産している苗木を参考にしましたか

答 標高1,000m位の場所では栽培しているものを選択、原村で生き残っている品種を参考としました。東御市のヴィラデストワイナリー社長のアドバイスも受け5種類300本を試植し現在は順調に育っております。

問 ワイン用ブドウ栽培は施策ですから、この企画に従事する職員はどのように考えておりますか

答 栽培については意欲のある皆さんに取り組んでいただくのが一番と考えます。町の職員は異動がありますので、今回は試験地の地主に協力を得、1年間ワインアカデミーに通っていたら、知識・技能取得。今後ブドウを作る方が現れば教えていただくことでお願いしてあります。

問 この企画は企業版ふるさと納税制度を活用するという話ですが、企業版ふるさと納税は地方公共団体が内閣府に申請し、認定された企画に対して、企業が寄付を行なった場合、企業が90%の税額控除される仕組みです



親沢のワイン用ブドウ試験栽培圃場

町長 小海町の将来を考えチャレンジすることですから積極的に推進していく所存です。

問 法規審査委員会を開かず、 新条例を議会に上程!!

答 町長 監督不足と認識しています。申し訳ありません。



篠原 伸男 議員

問 法規審査委員会のメンバーは

町長 委員会のルールに基づいて課長等であり、副町長、教育長をオブザーバーとしております。

問 副町長経験者に聞けば、委員会に「出席したことはない」と言われています。副町長は政治家であり、法規は付度のないよう客観的に定めなければならぬから課長等事務方の専権事項だと思います。何故、副町長や教育長がオブザーバーとして参加しなければ

ばならないのか。

町長 オブザーバーとしては任命しているが、出席は今回しておりません。

問 出席していないのではなく、委員会が開かれていません。委員長である総務課長にお尋ねします。3月に上程された条例はどのように審査されましたか。

総務課長 2月14日に1件について審査しましたが、他の2件については法規審査委員会で審査しておりません。

問 法規審査委員会規程の規定をどう理解していますか。

総務課長 特に意識したことはありません。

問 この規程の意味は「官公署における事務執行等が則るべき定め」で、条例等定める場合は法規審査委員会が審査しなければならぬ義務規定であり、法を定めるのに法に反して、定められますか。

総務課長 法を破るつもりはなかったのですが、結果的に委員会を開かず上程して、ご指摘をいただくのも当然であり、今後こういうことのないようご指導を真摯に受けとめ反省をしたいと思います。

問 資料によると「法規審査委員会を開けないため。決裁をもって上程案とします」と記されているが、この規程には持回り審査という例外規定があるのに、総務課長、副町長、町長は規

定を無視して決裁のハンコを何故押すのか。

副町長 大変申し訳ありません。以後、しっかり注意してやっております。

町長 監督不足を認識しております。申し訳ありません。

篠原議員 小海町例規集の条例等に反しない、公平無私の小海町政の実施を強く望みます。



町政の礎である条例等を納める小海町例規集

問

総務課長の更迭、

1年交代人事は効果が出ない

答

町長 限られた人数で、致し方ない



渡辺 均議員

問 総務課長は、法規審査委員規定を無視、これは処罰の対象になる。理由は自覚しない、反省しない課長の資質と課長への権限の集中にある。更迭しないと、町が壊れる。町を愁う会という名前で文章が出回っている。読んでいるか

町長 届いていないので確認しておりません。

問 匿名でも、主張に妥当性があれば、真摯に受け止める必要があるのではないか。

町長 私に直接のものは必ずお応えしますが誰だかわからないものに反論する気はありません。

問 匿名でしかモノが言えないことが問題で、匿名意見に耳を傾けることは、弱い人の立場に立つことだ。

町長 わたなべ通信に謝罪した後もクレームを付けてきた。

総務課長 何でもかんでも、我々のやり方が悪い、間違っている、と言われると、一言いいなくなる。

問 その言葉が、無自覚なことを証明している。議会で謝罪した後も態度を改めず、個人攻撃を繰り返している。

副町長 意見ということで、認めて欲しい

問 守秘義務が適正に執行されているか

総務課長 適正です。

問 課長自身が守っていない。ある申請に書いたことを議会に取り上げ、反論材料にしている。公務で知ったことを議会で公言。これは守秘義務違反になるのでは。

総務課長 私には判断できません。

副町長 調べてなるべく早く回答します。

問 並行して懲戒処分の検討もお願います。守秘義務違反は減給、戒告に該当。判断できない、という態度が町民

の不信感を高める原因です。
町長 各課長、係、誠心誠意やっていますつもりです。

問 守秘義務違反は、行政処分だけでなく、刑法にも抵触する。総務課長には非常に重い職責があり、総務課長がやっていると問題である。

町長 法令順守で行きたいと思いません。

問 総務課長は、法規審査委員規定を無視している。規定に違反したら、処罰の対象になる。この責任を重く受け留めるべきだ、

町長 3、4回述べている。法令順守でいくという答弁でまずいのでしょうか。

法令順守とは、違反者は処分することです。処分なしは、法令違反なのです。



問 3カ月で条例改正、町長の責任は

答 町長 条例が違法であれば責任は十分感じている



鷹野 弥洲年議員

問 小海町憩うまちこうみ拠点施設の設置及び管理に関する条例は、今年の3月議会にこの条例案が出された当初から、不十分な点があり、地方自治法に沿っていないと議員から指摘をされていた。しかしながら町は問題ないと主張し、採決に至った。町長は地方自治法に沿っていると認識をしているか。

町長 提出時点では間違いはなかったと存じております。

問 3カ月の間に改正をせざるをえないような関係法令の

改正も、関連する社会情勢の変化もなかった。この条例に基づく事業の実施もなかった。一度も使用しない条例を改正しなくてはならなくなった。これに対して町長自身の責任があると認識しているか。

町長 いろんなご指摘、ご指導があった。それを速やかに分かりやすく丁寧なものにするため提案させていただきました。

問 責任を感じているのか端にお答えください。

町長 違法であれば責任は十分感じておりますし、責任をもって物事をやっています。

問 聞いているのは3月に可決した条例を3カ月で改正をしなければならぬ事態に対して町長の責任だ。

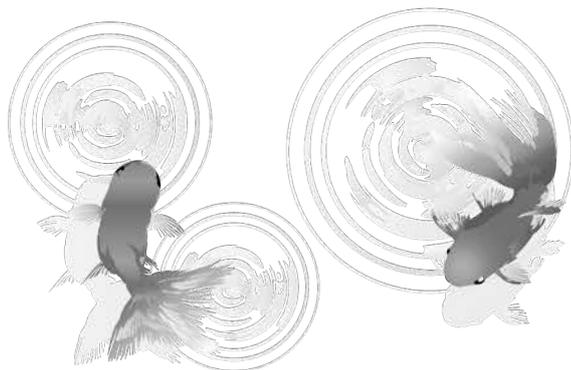
町長 全員協議会で時間を遣わせたことには責任がございます。

問 いつまでやっても答弁にならない。この改正する小海町憩うまちこうみ事業施設の設置及び管理に関する条例改正案を、事前に提出しないで最終日に追加議案として提出するのはどのような判断か。

町長 方法は多々あるが、今回このやり方でご理解いただきたいと思えます。

鷹野議員 最終日に提出する理由を聞いているが答弁になっていない。もともと適正さを欠いた条例であれば、現条例の廃止の決議をして新たに

条例を提出するべきだ。最終日に提出するのは、議会に審査・審議の機会を与えない恣意的な運用だ。町民に理解が得られるように議会で慎重審議を重ね合意形成を図り成案にしていく。このプロセスを何で守ろうとしないのか。ルールを無視した強引なやり方が混乱を招いている。町長の政治姿勢の問題だ。町長は地方自治の精神や二元代表制の意義を理解された上で職に就いていただくように強く要望する。



第2回定例会中に（6月19日）に 議会から町に対して申し入れました。

令和2年6月19日

小海町長 黒澤 弘 様

小海町議会議長 鷹野 弥洲年



申し入れ書

令和2年3月定例会に上程された条例制定議案において、一部法規審査委員会での手続きを行わず提案がされました。経過に対し、行政事務手続として法規審査委員会での審査は当然のことであり、提出議案は十分精査し議会に提出すべきであるにもかかわらず、それを怠っていたと言わざるを得ない。

原因の究明とともに条例等の制定・改正にあたっては、所定の手続きを踏み職務を遂行し、再びこのような事案が発生することが無いよう強く申し入れを行います。

申し入れに対する本会議での町長の回答

誠に事務手続き等々については不備があったということでお詫びを申し上げます。この申入書につきましては真摯に受け止め、原因の究明をするとともに所定の手続きを踏み再びこのような事態が発生することがなきよう、組織の長として自らを反省すると共に課長以下の指導を徹底することをここにお誓い申し上げます。申入等々につきましてはこの通りであると思えますので誠に申し訳ございませんでした。

編集後記

今回の定例会は憩うまちこうみ拠点施設設置条例を巡り、理事者側と議会との解釈の相違や、法規審査委員会の適正な運用など活発な討論がなされました。

これからも行政と議会が双方の立場で、町政の在り方について真剣な議論を重ねることは、必然且つ適宜なことであると考えています。

又、定例会では新型コロナウイルスに対する、大規模な補正予算が可決されました。小海町では幸いにもコロナの罹患はなかった訳ですが、町民の皆さんの外出自粛や飲食店・宿泊施設・交通関連等、地域経済に多大な影響が及びました。

皆さんがこの大型補正により少しでも早く元の日常に戻れますように。そしてコロナ禍の早期終息を願う所であります。

（編集委員 有坂 辰六）



編集責任者	鷹野弥洲年
編集委員長	井出 薫
編集委員	有坂 辰六
編集委員	井上 一郎
編集委員	渡辺 均